

# 関係省庁における自動車NOx・PM対策施策 (施策内容・成果の個票)

参考資料7

取組項目	
1	自動車単体対策
2	車種規制、流入車対策
3	低公害車普及促進
4	エコドライブ普及促進
5	交通需要の調整・低減
6	交通流対策推進
7	局地汚染対策

頁	取組項目	所管省庁	担当部局	施策・事業名称
1	2,3,4,5	国土交通省 環境省	国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車NOx・PM法に基づく特定事業者における排出抑制対策
2	1	環境省	水・大気環境局総務課環境管理技術室	自動車排出ガスの量等の許容限度の強化(大気汚染防止法)
3	1	国土交通省	自動車局安全・環境基準課	自動車の排出ガス規制強化(道路運送車両の保安基準)
4	1	国土交通省	自動車局整備課 安全・環境基準課	不正改造車を排除する運動
5	1	国土交通省	自動車局安全・環境基準課	適正な燃料の使用促進方策の強化
6	2	国土交通省 環境省	国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車NOx・PM法に基づく車種規制
7	2	国土交通省 環境省	国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度
8	2	警察庁	交通局交通規制課	排出基準非適合車の運行対策
9	2	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 産業技術環境局環境管理推進室 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車NOx・PM法関連)
10	3	経済産業省	製造産業局 自動車課	グリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
11	3	経済産業省	製造産業局 自動車課	環境対応車普及促進事業
12	3	経済産業省	資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室	地域水素供給インフラ技術・社会実証事業
13	3	経済産業省	資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室	水素供給設備整備事業
14	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助
15	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
16	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
17	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業
18	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	特殊自動車における低炭素化促進事業
19	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	日本政策金融公庫による低利融資：環境・エネルギー対策資金(低公害車関連)
21	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車税・軽自動車税のグリーン化
23	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車重量税・自動車取得税の時的な税率軽減措置
27	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	中古車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例
29	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車税・軽自動車税の環境性能割
31	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置
32	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	エコライフ・フェアの開催
34	3	国土交通省	自動車局安全・環境基準課	産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進事業
35	3	国土交通省	自動車局技術・環境政策課	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業
37	4	警察庁 経済産業省 国土交通省 環境省	警察庁 交通局交通規制課 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー対策課 国土交通省 総合政策局環境政策課 環境省 自動車環境対策課	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施
38	4	経済産業省 国土交通省	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 国土交通省 自動車局 貨物課、安全・環境基準課	輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金(陸上輸送機器の実使用時燃費改善事業(トラック輸送のエコドライブ実証事業(エコドライブの実証及び運行データの収集に要する経費の一部を補助する事業)))
40	4	経済産業省 国土交通省	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 国土交通省 自動車局 貨物課、安全・環境基準課	貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業)
42	5	国土交通省	総合政策局交通政策課	公共交通機関の利用促進
43	5	国土交通省 経済産業省	国土交通省 総合政策局物流政策課、参事官(物流産業)室、鉄道局鉄道事業課貨物鉄道政策室、海事局内航課、総務課企画室、港湾局海洋・環境課、自動車局貨物課 経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室	グリーン物流の推進
44	5	国土交通省	道路局参事官	安全で快適な自転車利用環境の創出
45	6	国土交通省	道路局環境安全・防災課	交差点の立体化等のボトルネック対策
46	6	国土交通省	道路局路政課	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策
47	6	警察庁	交通局交通規制課	交通規制の実施、違法駐車等の排除
48	6	警察庁	交通局交通規制課	ITSの活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備
49	6	国土交通省	道路局高速道路課	ETCの普及促進
50	6	国土交通省	道路局ITS推進室	VICSの整備拡充・普及促進
51	6	国土交通省	道路局道路交通安全対策室	駐車場等の整備
52	6	国土交通省	道路局道路メンテナンス企画室	路上工事の縮減
53	7	国土交通省	道路局環境安全・防災課	街路樹整備、ボトルネック対策等による沿道環境の改善

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課  
国土交通省 自動車局安全・環境基準課

関連項目	(2)車種規制等 (3)低公害車普及促進 (4)エコドライブ普及促進 (5)交通需要調整・低減	実施期間	平成14年度から継続
施策・事業名	自動車NOx・PM法に基づく特定事業者における排出抑制対策		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(「自動車NOx・PM法」という。以下同じ。)		
概要	一定数以上の車両を使用する事業者において、排出抑制のための自動車使用管理計画を作成・提出し、併せてその実施状況の報告を行うことを通じて、事業者の排出抑制対策を推進する。		
施策・事業内容			
<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所管大臣において、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のために必要な措置に関する事業者の判断基準を策定。</li> <li>・特定事業者(1の都道府県の対策地域内で自動車を30台以上使用する事業者)において、以下～排出抑制のための自動車使用管理計画を作成し、都道府県知事(自動車運送事業者においては運輸局)に提出する。また、取組状況について毎年度報告を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車NOx・PM法排出基準適合車への早期転換、低公害車の積極的導入</li> <li>エコドライブの実施、車両の維持管理</li> <li>車両の有効利用の促進(共同輸配送の促進、帰り荷の確保、輸送頻度の削減等)</li> <li>モーダルシフト、情報化、物流施設の高度化等による車両走行量の削減</li> </ul> </li> <li>・都道府県知事(自動車運送事業者においては国土交通大臣)は、事業者に対し指導・助言を行うとともに、取組の著しく不十分な特定事業者に対して勧告・公表・命令を行うことができる。</li> </ul>			
参考資料			
<p>自動車使用管理計画について  <a href="http://www.env.go.jp/air/car/noxpm/kanrikeikaku.html">http://www.env.go.jp/air/car/noxpm/kanrikeikaku.html</a></p>			

(所管) 環境省 水・大気環境局総務課環境管理技術室

関連項目	(1)自動車単体対策の強化等	実施期間	昭和 47 年から継続
施策・事業名	自動車排出ガスの量等の許容限度の強化		
関連法令・計画等名称	大気汚染防止法第 19 条第 1 項、第 3 項(自動車排出ガスの量の許容限度、特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度) 大気汚染防止法第 19 条の 2 第 1 項(自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度)		
概要	環境省告示である自動車や特定特殊自動車の排出ガスの量の許容限度、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度について、自動車の種別または自動車の燃料の種類ごとに許容限度を定め、逐次強化を行っている。		
施策・事業内容			
<p>自動車排出ガスの量の許容限度及び特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」(平成 22 年 7 月 中央環境審議会)において、ディーゼル重量車に係る世界統一試験方法(WHDC)の導入及び次期排出ガス目標値が、(第十一次答申)」(平成 24 年 8 月 中央環境審議会)において、二輪車に係る世界統一試験方法(WMTC)の導入及び次期排出ガス目標値が示され、平成 27 年 6 月に許容限度告示の改正を行った。</li> <li>・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十二次答申)」(平成 27 年 2 月 中央環境審議会)において、乗用車等に係る世界統一試験方法(WLTP)の導入及び次期排出ガス目標値が示され、平成 28 年 4 月に許容限度告示の改正を行った。</li> <li>・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十三次答申)」(平成 29 年 5 月 中央環境審議会)において、二輪自動車の排出ガス許容限度目標値の強化や筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車へ PM の排出量の規制導入、また、燃料蒸発ガス低減対策の規制強化等について示され、平成 30 年 6 月に許容限度告示の改正を行った。</li> <li>・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十四次答申)」(令和 2 年 8 月 中央環境審議会)において、ディーゼル車及び筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車への PM の粒子数を制限する PN 規制の導入やガソリン・LPG を燃料とする特殊自動車への過度モードの導入及び許容限度目標値の強化、また、乗用車等における排出ガス試験法のさらなる国際調和等が示され、令和 3 年 8 月に許容限度告示の改正を行った。</li> </ul> <p>自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」(平成 22 年 7 月 中央環境審議会)において、E10 の含酸素率上限及び蒸気圧について示され、平成 24 年 3 月に許容限度告示の改正を行った。</li> </ul>			
参考資料			
<p>中央環境審議会大気・騒音振動部会 今後の自動車排出ガス低減対策のあり方  <a href="http://www.env.go.jp/air/car/taisaku/index.html">http://www.env.go.jp/air/car/taisaku/index.html</a></p>			

(所管) 国土交通省 自動車局安全・環境基準課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	昭和 48 年から継続
施策・事業名	自動車の排出ガス規制値強化		
関連法令・計画等名称	道路運送車両の保安基準第 31 条		
概要	自動車の排出ガスについて、昭和 48 年より自動車の種別等により規制値を設け基準に適合しない自動車については、登録ができないこととなっており、適宜規制値の強化を行っている。		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガソリンを燃料とする乗用自動車及び貨物自動車等 昭和 48 年より規制開始。平成 28 年 10 月に乗用車等に係る世界統一試験方法 (WLTP) の導入を行った。</li> <li>・ 軽油を燃料とする乗用自動車及び貨物自動車等 (車両総重量 3.5t 以下) 昭和 49 年より規制開始。平成 28 年 10 月に乗用車等に係る世界統一試験方法 (WLTP) の導入を行った。</li> <li>・ 軽油を燃料とする貨物自動車等 (車両総重量 3.5t 超) 昭和 49 年より規制開始。最新の規制は平成 28 年排出ガス規制。</li> <li>・ 二輪自動車 平成 10 年より規制開始。平成 22 年 10 月に二輪自動車に係る世界統一試験方法 (WMTC) の導入を行い、平成 31 年 2 月に規制値の強化を行った。</li> <li>・ 軽油を燃料とする特殊自動車 平成 15 年より規制開始。最新の規制は平成 26 年排出ガス規制。</li> <li>・ ガソリンを燃料とする特殊自動車 平成 19 年より規制開始。</li> </ul>			
参考資料			

(所管) 国土交通省 自動車局整備課 安全・環境基準課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	平成2年度から 継続実施中
施策・事業名	不正改造車を排除する運動		
関連法令・計画等名称	道路運送車両法		
概要	安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、街頭検査や自動車ユーザーに対する啓発活動等を実施。		
施策・事業内容			
<p>関係省庁(内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・環境省)の後援を得て、自動車関係団体(不正改造防止推進協議会)等と連携し、地方運輸局ごとに定める1ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、下記の様々な運動を全国的に実施した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>街頭検査の実施</b>          期間中、警察庁、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、その他関係団体と協力して全国で街頭検査を実施した。平成23年～令和2年度の強化月間に、全国で2,838回、195,822台に対して街頭検査を行った。</p> <p><b>不正な二次架装の防止</b>          不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、自動車販売会社及び自動車ユーザー等に対する指導を行った。</p> <p><b>不正改造情報の収集</b>          自動車ユーザー等からの情報提供を促進し、有効活用するため、各運輸支局等に迷惑改造車相談窓口及び迷惑黒煙相談窓口「不正改造車・黒煙110番」を設置し、寄せられた情報に基づいて、自動車のユーザーに対してハガキを送付するなどにより、不正改造状態の改善や自主点検等の指導を行った。</p> <p><b>不正改造防止の啓発</b>          上記の活動への自動車ユーザーの理解を深め、不正改造をなくすため、運動期間中、全国でポスターの掲示、チラシの配布及び全国の乗合バス事業者の協力により広報横断幕の掲示等を行い、本運動の啓発を行った。</p>			
参考資料			

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	平成17年度から継続
施策・事業名	適正な燃料の使用促進方策の強化		
関連法令・計画等名称	道路運送車両法第41条(道路運送車両の保安基準第8条第1項) 道路運送車両法第54条第1項		
概要	街頭検査等の際に使用される燃料に係る検査等を実施し、自動車に不正軽油が使用されていると判明した場合には、適正な燃料を使用するよう、文書による警告又は適正な燃料への入れ替えを命じる整備命令を発令し、不正軽油の使用の排除を行う。		
施策・事業内容			
<p>近年、排出ガス規制の強化等に対応するため、排出ガス浄化に係る自動車の構造装置が高度化しているが、排出ガス浄化装置が本来の性能を確保するためには、適正な燃料の使用の必要性が高まっている状況にある。</p> <p>国土交通省では、不正軽油の使用による自動車の構造・装置への影響について実車による走行試験を行った結果、新短期規制適合車(硫黄分質量比が0.005%(50ppm)以下の軽油の使用を前提に設計)については、少なくとも硫黄分の質量比が0.02%(200ppm)以上の軽油を使用した場合には、燃料フィルターに目詰まりが生じることにより原動機の始動性等が劣化し、道路運送車両の保安基準第8条第1項に適合しなくなるおそれがあることが技術的に検証された。</p> <p>以上を踏まえ、平成17年度より、使用されている軽油の硫黄分の質量比を街頭検査等において測定し、硫黄分の質量比が高い軽油を使用している自動車の使用者に対し、適正燃料の使用について口頭又は文書により強力に指導している。特に、硫黄分の質量比が0.02%(200ppm)以上の不正軽油を使用している使用者に対しては整備命令の発令により適正な燃料の使用について改善を求めることとしている。</p> <p><b>【燃料検査件数】</b></p> <p>平成17年度実績 1,063件  平成18年度実績 1,573件(うち整備命令発令件数 2件)  平成19年度実績 1,647件(うち整備命令発令件数 1件)  平成20年度実績 1,445件  平成21年度実績 1,378件  平成22年度実績 1,261件(うち整備命令発令件数 1件)  平成23年度実績 1,335件  平成24年度実績 1,117件(うち整備命令発令件数 1件)  平成25年度実績 1,207件  平成26年度実績 911件  平成27年度実績 756件  平成28年度実績 872件  平成29年度実績 979件(うち整備命令発令件数 2件)  平成30年度実績 906件  令和元年度実績 736件  令和2年度実績 223件</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課  
国土交通省 自動車局安全・環境基準課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成5年度から継続
施策・事業名	自動車NOx・PM法に基づく車種規制		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(「自動車NOx・PM法」という。以下同じ。) 道路運送車両の保安基準第31条の2		
概要	窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車のうち自動車NOx・PM法に基づく排出基準値を満たさないものについては、対策地域内に使用の本拠を置くことができない。		
施策・事業内容			
自動車NOx・PM法に基づき、トラック・バス等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)及びディーゼル乗用車に関してNOx排出基準及びPM排出基準を定め、これらの基準に適合しないものは、新車・使用過程車の別なく対策地域内に使用の本拠の位置を置くことができないこととするもの。			
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
バス・トラック等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)			
車両総重量区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km	
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh	
	3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)	
使用過程車についての猶予期間に伴う使用可能期間は、平成27年度中ですべての車種について満了。			
参考資料			
自動車NOx・PM法について <a href="https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html">https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html</a>			

(所管) 環境省水・大気環境局自動車環境対策課  
国土交通省自動車局安全・環境基準課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成19年度(平成20年1月1日より継続)
施策・事業名	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(「自動車NOx・PM法」という。以下同じ。)		
概要	自動車NOx・PM法に適合した車両へのステッカーの貼付により、対策地域外からの流入車の適合車への転換を促進。		

施策・事業内容

(事業内容)

自動車NOx・PM法の排出ガス基準に適合している車両を判別できるようにするためのステッカーの貼付を推進する。荷主や荷受人等において自動車NOx・PM法適合車かどうかを容易に判別できるようにし、ステッカー貼付車両の確認と使用を推奨することにより、対策地域外からの流入車について自動車NOx・PM法適合車への早期の転換を推進する。

(実施方法)

自家用車については環境省、運送事業者については国土交通省において交付申請を受け付け、車検証記載内容を確認の上でステッカーを交付する。平成20年1月以降に新規登録されるディーゼル重量車については、車両製造事業者または販売事業者において販売時にステッカーを貼付けることとなっている。

なお、国土交通大臣認定低排出ガス車のステッカーは、自動車NOx・PM法適合ステッカーと同等として扱っている。

年度	自家用交付枚数	事業用交付枚数
平成19(20年1月より)	900	19,595
平成20	1,620	5,467
平成21	313	3,594
平成22	2,951	8,657
平成23	1,094	3,781
平成24	147	364
平成25	40	273
平成26	85	126
平成27	102	151
平成28	119	84
平成29	83	54
平成30	32	25
令和元	19	22
令和2年度	34	9

参考資料

自動車NOx・PM法適合車ステッカーについて  
<https://www.env.go.jp/air/car/noxpm/sticker.html>



(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	排出基準非適合車の運行対策		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等		
概要	対策地域内に営業所があるにもかかわらず、対策地域外に営業所があるように偽装して車庫証明の提出又は自動車の登録を行う、いわゆる「車庫飛ばし」等事件の検挙		
施策・事業内容			
<p>実施内容  検挙事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、対策地域外に所在する営業実態のない営業所を「使用の本拠の位置」として偽り、所有するダンプについて、継続的に不正な車検を受けて車庫飛ばしをしていた建築業者等を道路運送車両法違反等で検挙【平成 25 年 2・3 月埼玉県警察】</li> <li>・ 対策地域内において、排ガス排出基準に適合しないバスを運行し、大阪府知事から命令を受けたにもかかわらず、反復継続して運行するなどしたバス事業者 3 社を大阪府生活環境の保全等に関する条例（車種規制適合車等の使用命令等）違反で検挙【平成 25 年 5 月大阪府警察】</li> <li>・ NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、対策地域外に事業所が所在する別会社を所有者と偽り、所有する工事作業用車両について、虚偽の自動車登録をして車庫飛ばしをしていた通信設備工事会社元役員等を電磁的公正証書原本不実記録・同供用で検挙【平成 26 年 2 月愛知県警察】</li> <li>・ NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、自身の所在地、車両使用の本拠地を対策地域外に偽り、保管場所についても対策地域外に所在する空き地として自動車保管場所証明申請書を管轄警察署に提出した上で自動車保管場所証明書の発行を受け、これを運輸支局に提出して自動車の移転登録を行い、自動車登録ファイルに不実を記録させた古紙回収業者等を、電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙【令和 2 年 2 月静岡県警察】</li> </ul>			
参考資料			










(所管) 経済産業省 産業技術環境局環境管理推進室  
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課  
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成19年度 ～26年度
施策・事業名	株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車NOx・PM法関連)		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第46条		
概要	自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車またはNOx・PM低減装置を取得する者に対して、必要な設備資金の融資を行う。		
施策・事業内容			
自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車またはNOx・PM低減装置を取得する者に対して、株式会社日本政策金融公庫より、必要な設備資金の融資を行った(当該施策は平成26年度末で終了。)			
<p>(1)貸付対象          自動車NOx・PM法の基準を満たした自動車に買い換える者、NOx・PM低減装置(後付け)を装着する者</p> <p>(2)貸付限度          中小企業事業：7億2千万円、国民生活事業：7千2百万円</p> <p>(3)貸付期間          設備資金 15年以内</p> <p>(4)貸付利率          (対策地域内)中小企業事業：特別利率、国民生活事業：特別利率          (対策地域外)中小企業事業、国民生活事業：特別利率</p> <p>(5)貸付実績          (中小企業事業)          平成23年度：982百万円(14件)、平成24年度：177百万円(5件)、平成25年度：285百万円(8件)、平成26年度：113百万円(5件)          (国民生活事業)          平成23年度：115百万円(9件)、平成24年度：136百万円(9件)、平成25年度：63百万円(5件)、平成26年度：47百万円(3件)</p>			
参考資料			

(所管) 経済産業省 製造産業局 自動車課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	継続実施中				
施策・事業名	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金						
関連法令・計画等名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自動車産業戦略2014」(平成26年11月策定)</li> <li>・「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月閣議決定)</li> <li>・「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定)</li> <li>・「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)</li> <li>・「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)</li> <li>・「次世代自動車戦略2010」(平成22年4月12日、経済産業省次世代自動車戦略研究会)</li> <li>・「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月、閣議決定)</li> <li>・「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月、閣議決定)</li> </ul>						
概要	クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車等を導入する者に対して、その導入に必要な費用の一部を補助する。						
施策・事業内容							
<p>実施内容</p> <p>・補助対象・補助額(令和2年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助対象</th> <th style="width: 50%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">           クリーンエネルギー自動車(電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)の導入         </td> <td style="vertical-align: top;">           電気自動車：  <math>(\text{一充電走行距離} - 200) \times (\text{一充電走行距離} 1 \text{ km 当たりの補助単価})</math>             プラグインハイブリッド自動車：            定額             クリーンディーゼル自動車：            燃料電池自動車：  <math>(\text{車両価格} - \text{基準額}) \times \text{補助率}</math>             基準額...            同種・同格のガソリン車の価格等         </td> </tr> </tbody> </table>				補助対象	補助額	クリーンエネルギー自動車(電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)の導入	電気自動車： $(\text{一充電走行距離} - 200) \times (\text{一充電走行距離} 1 \text{ km 当たりの補助単価})$  プラグインハイブリッド自動車： 定額  クリーンディーゼル自動車： 燃料電池自動車： $(\text{車両価格} - \text{基準額}) \times \text{補助率}$  基準額... 同種・同格のガソリン車の価格等
補助対象	補助額						
クリーンエネルギー自動車(電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)の導入	電気自動車： $(\text{一充電走行距離} - 200) \times (\text{一充電走行距離} 1 \text{ km 当たりの補助単価})$  プラグインハイブリッド自動車： 定額  クリーンディーゼル自動車： 燃料電池自動車： $(\text{車両価格} - \text{基準額}) \times \text{補助率}$  基準額... 同種・同格のガソリン車の価格等						
<p>事業実施量</p> <p>補助実績(令和2年度)</p> <p>電気自動車10,936台、プラグインハイブリッド自動車8,989台、クリーンディーゼル自動車12,094台、燃料電池自動車423台</p>							
参考資料							
<p>補助事業 HP</p> <p>・一般社団法人次世代自動車振興センター</p> <p><a href="http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/index.html">http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/index.html</a></p>							

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成23年度第4次補正予算														
施策・事業名	環境対応車普及促進事業																
関連法令・計画等名称	「経済危機対策」(平成21年4月10日発表) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日発表)																
概要	環境性能に優れた新車の購入を促進し環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図る。																
施策・事業内容																	
<p>実施内容</p> <p>以下の要件に合致する新車を購入し、一年間使用する者に対して補助金を交付する。(平成23年度補正予算事業)</p> <p>&lt;乗用車等 1&gt; (登録車等・軽自動車)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環 境 要 件</th> <th style="text-align: center;">登 録 車 等</th> <th style="text-align: center;">軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成<sup>2 3</sup> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">   </div> </td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">7万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 乗車定員が10人以下の乗用車及び車両総重量が3.5トン以下のトラック・バス(バンを含む)。 2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。 3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車(乗用自動車)も対象。</p> <p>&lt;重量車&gt; (トラック・バス)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環 境 要 件</th> <th style="text-align: center;">小型<sup>1</sup> (GVW3.5トクラス)</th> <th style="text-align: center;">中型<sup>1</sup> (GVW8トクラス)</th> <th style="text-align: center;">大型<sup>1</sup> (GVW12トクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度燃費基準達成<sup>2 3</sup> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">  </div> </td> <td style="text-align: center;">20万円</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> <td style="text-align: center;">90万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「小型」: 車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のトラック及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のバス。 「中型」: 車両総重量が7.5トンを超え12トン以下のトラック及び車両総重量が8トンを超え12トン以下のバス。 「大型」: 車両総重量が12トンを超えるトラック・バス。 2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。 3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。</p> <p>事業実施量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算規模: 3,000億円</li> <li>・交付台数: 約290万台</li> </ul> <p style="text-align: center;">参考資料</p> <p>一般社団法人次世代自動車振興センターHP <a href="http://www.cev-pc.or.jp/ECO/index.htm">http://www.cev-pc.or.jp/ECO/index.htm</a></p>				環 境 要 件	登 録 車 等	軽自動車	平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成 <sup>2 3</sup> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">   </div>	10万円	7万円	環 境 要 件	小型 <sup>1</sup> (GVW3.5トクラス)	中型 <sup>1</sup> (GVW8トクラス)	大型 <sup>1</sup> (GVW12トクラス)	平成27年度燃費基準達成 <sup>2 3</sup> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">  </div>	20万円	40万円	90万円
環 境 要 件	登 録 車 等	軽自動車															
平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成 <sup>2 3</sup> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">   </div>	10万円	7万円															
環 境 要 件	小型 <sup>1</sup> (GVW3.5トクラス)	中型 <sup>1</sup> (GVW8トクラス)	大型 <sup>1</sup> (GVW12トクラス)														
平成27年度燃費基準達成 <sup>2 3</sup> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">  </div>	20万円	40万円	90万円														

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 23 年度 ～平成 27 年度
施策・事業名	地域水素供給インフラ技術・社会実証事業		
関連法令・計画等名称	科学技術イノベーション戦略(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定) 日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月 11 日閣議決定)		
概要	2015 年の燃料電池自動車の市場導入に向け、よりスムーズな普及拡大を図るため、燃料電池自動車の実証走行などによる市場形成に向けたユーザーの利便性、社会受容性等を調査・検証し、四大都市圏等を中心に社会受容性の向上を目指した。また、ビジネスを前提にした条件下において、燃料電池自動車・水素供給インフラの運用に重要な規制見直しや標準化・基準化のためのデータ取得等を行い、ステーションの早期のコストダウンを目指した。		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <p>・水素充填圧 70MPa の水素供給インフラの実証研究を行い、その成果を活用して国際標準プロトコルの安全性検証、製品水素の品質管理基準・標準手法の確立、水素計量基準の確立等を実施した。またステーションの建設に係る許認可取得項目について、ステーションでの運用実績を通じて商用ステーションの整備につなげた。</p> <p>施策・事業効果</p> <p>平成 26 年度からの商用水素ステーションの開所につなげた。</p> <p>平成 27 年度の実績</p> <p>本事業の成果も活用し、平成 27 年度には、57 箇所の商用水素ステーションが開所された。</p> <p>(当該施策は平成 27 年度末で終了。)</p>			
参考資料			

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 25 年度から 継続実施中
施策・事業名	水素供給設備整備事業（平成 25 年度～平成 27 年度） 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（平成 28 年度～継続中）		
関連法令・計画等名称	地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定） 水素基本戦略（平成 29 年 12 月 26 日関係閣僚会議決定） 未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月 3 日閣議決定） 水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成 31 年 3 月 12 日策定） 統合イノベーション戦略（令和元年 6 月 21 日閣議決定）		
概要	FCV の普及に不可欠な水素ステーションの整備を進めるため、水素ステーションの整備者に対し当該整備費用の一部を補助する。 また、FCV の普及拡大や新規事業者の水素供給ビジネスへの参入促進を図るため、水素ステーションを活用した普及啓発活動や FCV ユーザーの情報の収集・共有等、FCV の需要を喚起するための活動に必要な費用の一部を補助する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容 燃料電池自動車の普及を促進するため、商用の水素ステーションの整備費用等の一部を補助</p> <p>事業実施量</p> <p>単年度整備済み箇所数 平成 28 年度 14 箇所 平成 29 年度 6 箇所 平成 30 年度 9 箇所 令和元年度 13 箇所 令和 2 年度 23 箇所</p> <p>整備済み累積箇所数 令和 2 年度末 140 箇所（他 22 箇所整備中）</p> <p>その他 水素ステーション整備目標数（水素・燃料電池戦略ロードマップ策定（平成 31 年 3 月 12 日）） 令和 2 年度 160 箇所 令和 7 年度 320 箇所</p>			
参考資料			
<p>水素・燃料電池戦略ロードマップ策定 <a href="https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190312001/20190312001-1.pdf">https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190312001/20190312001-1.pdf</a></p>			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 26 年度から継続
施策・事業名	中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助		
関連法令・計画等名称			
概要	中小企業である貨物運送事業者において長期経年車を環境対応型ディーゼルトラックに代替することにより、CO <sub>2</sub> 排出削減と併せて大気汚染物質排出削減を図る。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業          中小企業である貨物運送事業者において、長期経年車（平成 16 年度以前に新規登録されたもの）の環境対応型ディーゼルトラック（ポスト新長期規制に適合し、かつ燃費水準または排ガス排出水準について一定の基準を満たすもの）への代替を支援する事業</p> <p>2 補助額          1 台あたり 大型 100 万円、中型 70 万円、小型 40 万円</p> <p>3 実績          平成 26 年度 3,106 台（1,693 事業者）          平成 27 年度 3,548 台（1,775 事業者）          平成 28 年度 3,701 台（5,987 事業者）          平成 29 年度 5,987 台（3,588 事業者）          平成 30 年度 6,082 台（4,559 事業者）          令和元年度 6,075 台（4,780 事業者）          令和 2 年度 7,684 台（4,619 事業者）</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	令和元年度から継続
施策・事業名	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業		
関連法令・計画等名称			
概要	この事業は、EVトラック、ハイブリッドトラック、天然ガストラック及びEVバスなど、環境配慮型先進トラック・バスの導入及び電気自動車用充電設備の設置に要する経費の一部を補助により普及促進を図り、CO <sub>2</sub> 排出削減と併せて大気汚染物質排出削減をする。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 EVトラック、ハイブリッドトラック、天然ガストラック及びEVバスなど、環境配慮型先進トラック・バスの導入及び電気自動車用充電設備の設置に要する経費の一部を補助する事業。</p> <p>2 補助額 標準的燃費水準車両との差額の1/2 (HV・PHV・NGV) 2/3(EV) 電気自動車用充電設備の導入費用の1/2</p> <p>3 実績 令和元年度 251台 (HV76台、EV175台)(31事業者) 令和2年度 254台 (HV121台、EV133台)(50事業者)</p>			
参考資料			



(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 30 年度から継続
施策・事業名	水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業		
関連法令・計画等名称			
概要	水素社会実現に向け、燃料電池バス・燃料電池フォークリフトの導入を支援する。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 水素社会実現に向けた燃料電池バス・燃料電池フォークリフトの導入支援事業。</p> <p>2 補助額 燃料電池バス…補助率：1/2（ただし、導入実績がある場合：1/3） 燃料電池フォークリフト…補助率：エンジン車両との差額の 1/2 （ただし、導入実績がある場合:エンジン車両との差額の 1/3)</p> <p>3 実績 平成 30 年度 フォークリフト 76 台、バス 28 台（14 事業者） 令和元年度 フォークリフト 79 台、バス 45 台（17 事業者） 令和 2 年度 フォークリフト 82 台、バス 24 台（13 事業者）</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	令和2年度から継続
施策・事業名	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業		
関連法令・計画等名称			
概要	荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式EVを導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 新型コロナウイルスの影響により需要増大が見込まれる宅配分野における脱炭素化を加速させる。</p> <p>2 補助率 1 / 2</p> <p>3 実績 令和2年度 2,006台(2事業者)</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 23 年度から平成 26 年度
施策・事業名	特殊自動車における低炭素化促進事業		
関連法令・計画等名称			
概要	低炭素化が遅れているオフロード車について、ハイブリッドオフロード車等の導入に係る費用の一部補助を行うことで普及促進を図り、大気汚染物質の排出削減を図る。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 ハイブリッドオフロード車等（ショベルローダ、ブルドーザ、フォークリフト）を導入する事業</p> <p>2 補助額 通常車両との価格差の 1 / 2 （ 1 台あたり補助上限額：1,300 千円）</p> <p>3 実績 平成 2 3 年度 79 台 （先進的次世代車普及促進事業） 平成 2 4 年度 73 台 （特殊自動車における低炭素化促進事業） 平成 2 5 年度 71 台 （特殊自動車における低炭素化促進事業） 平成 2 6 年度 15 台 （特殊自動車における低炭素化促進事業）</p>			
参考資料			

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課  
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課  
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成13年度以降 ～平成31年度
施策・事業名	日本政策金融公庫による低利融資：環境・エネルギー対策資金（低公害車関連）		
関連法令・計画等 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月閣議決定（全部改訂））</li> <li>・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定）</li> <li>・エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）</li> <li>・新成長戦略（平成22年6月閣議決定）</li> <li>・日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）</li> <li>・日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）</li> <li>・エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）</li> </ul>		
概要	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車又は燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）を取得する場合に、低利融資を行うことで経済的インセンティブを付与し、低公害車の普及を促進している。		

施策・事業内容

実施内容

1. 貸付対象

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車又は燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）

2. 貸付限度

- ・国民生活事業：7,200万円
- ・中小企業事業：直接貸付 7億2千万円  
代理貸付 1億2千万円

3. 貸付期間

20年以内（据置期間2年以内）

4. 貸付利率

- ・国民生活事業：特別利率
- ・中小企業事業：基準利率。ただし、4億円を限度として特別利率

事業実施量

【融資実績】

	国民生活事業		中小企業事業	
	件数	実績	件数	実績
平成23年度	1,751件	77.8億円	361件	86.5億円
平成24年度	2,754件	130.9億円	627件	148.2億円
平成25年度	3,187件	157.8億円	449件	96.7億円
平成26年度	2,907件	152.5億円	345件	88.7億円
平成27年度	3,018件	157.0億円	379件	107.0億円
平成28年度	1,213件	93.1億円	507件	147.1億円
平成29年度	916件	79.6億円	470件	124.0億円
平成30年度	626件	59.0億円	478件	127.0億円
平成31年度	419件	44.4億円	551件	155.4億円

令和2年度 制度終了によ る経過措置分	18件	2.6億円	48件	15.6億円
参考資料				
【国民生活事業】	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html</a>			
【中小企業事業】	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>			

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課  
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課  
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 13 年度以降継続
施策・事業名	自動車税・軽自動車税のグリーン化		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成 23 年 3 月 25 日閣議決定) 未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和 2 年 12 月 25 日策定)		
概要	環境性能の優れた自動車に対して自動車税・軽自動車税を軽減するとともに、一定年数を経過した自動車・軽自動車に対して重課する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容          適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置を適用</p> <p>(1)平成 29～令和 2 年度の制度概要(適用期間:平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)</p> <p>自動車税</p> <p>(軽課)</p> <p>概ね 75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合)</li> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両</li> </ul> <p>概ね 50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両</li> </ul> <p>(重課)</p> <p>概ね 15%重課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車齢 11 年超のディーゼル車や、車齢 13 年超のガソリン車・LPG 車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く)</li> </ul> <p>軽自動車税</p> <p>(軽課)</p> <p>概ね 75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)</li> </ul> <p>概ね 50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両</li> </ul> <p>概ね 25%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両</li> </ul> <p>(重課)</p> <p>概ね 20%重課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車齢 13 年超の三輪以上の軽自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く)</li> </ul>			

( 2 ) 平成 28 年度の制度概要 ( 適用期間 : 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日 )

自動車税

( 軽課 )

概ね 75%軽減

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 ( 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減 )、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 ( 平成 21 年排出ガス規制適合 )

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両

概ね 50%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準+20%を達成している車両

( 重課 )

概ね 15%重課

- ・車齢 11 年超のディーゼル車や、車齢 13 年超のガソリン車・LPG 車 ( 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く )

軽自動車税

( 軽課 )

概ね 75%軽減

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 ( 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減 )

概ね 50%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+20%を達成している車両

概ね 25%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両

( 重課 )

概ね 20%重課

- ・車齢 13 年超の三輪以上の軽自動車 ( 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く )

施策・事業効果

自動車税

( 税額 )

平成 28 年度 軽課 518 億円 重課 408 億円

平成 29 年度 軽課 469 億円 重課 428 億円

平成 30 年度 軽課 326 億円 重課 444 億円

令和元年度 軽課 334 億円 重課 450 億円

軽自動車税

( 税額 )

平成 28 年度 軽課 51 億円 重課 235 億円

平成 29 年度 軽課 45 億円 重課 269 億円

平成 30 年度 軽課 34 億円 重課 283 億円

令和元年度 軽課 34 億円 重課 296 億円

参考資料

実施内容

- ・総務省 : 平成 28 ~ 令和 2 年度税制改正大綱

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

施策・事業効果

- ・総務省 : 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000729936.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf)

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課  
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課  
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	自動車重量税：平成 21 年度以降継続 自動車取得税：平成 21 年度～令和元年 9 月
施策・事業名	自動車重量税・自動車取得税の時限的な税率軽減措置		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定） 未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 2 年 12 月 25 日策定）		
概要	環境性能の優れた自動車に対して自動車重量税・自動車取得税を免税・軽減等する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容 減税対象車について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置を適用</p> <p>(1) 令和元、2 年度の制度概要</p> <p>自動車重量税（適用期間：令和元年 5 月 1 日～令和 3 年 4 月 30 日）</p> <p>免税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合）</li> </ul> <p>新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両</li> </ul> <p>新車新規登録時免税を受けた令和 2 年度燃費基準+90%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税</p> <p>50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両</li> </ul> <p>25%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両</li> </ul> <p>自動車取得税（適用期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）</p> <p>非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両</li> </ul> <p>50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両</li> </ul> <p>25%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両</li> </ul>			



20%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両

## ( 2 ) 平成 30 年度の制度概要

自動車重量税 ( 適用期間 : 平成 30 年 5 月 1 日 ~ 平成 31 年 4 月 30 日 )

免税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 ( 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合 )、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 ( 平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合 )

新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両

新車新規登録時免税を受けた令和 2 年度燃費基準 +50%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税

75%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両

50%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両

25%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両

本則税率

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10%を達成している車両 ( ハイブリッド自動車、軽自動車を除く自動車が新車新規検査を受検する時に限る )

自動車取得税 ( 適用期間 : 平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 )

非課税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 ( 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合 )、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 ( 平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合 )

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両

80%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両

60%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両

40%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両

20%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両

( 3 ) 平成 29 年度の制度概要

自動車重量税 ( 適用期間 : 平成 29 年 5 月 1 日 ~ 平成 30 年 4 月 30 日 )

免税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 ( 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合 )、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 ( 平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合 )

新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両

新車新規登録時免税を受けた令和 2 年度燃費基準+40%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税

75%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両

50%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両

25%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10%を達成している車両

本則税率

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5%を達成している車両 ( ハイブリッド自動車、軽自動車を除く自動車が新車新規検査を受検する時に限る )

自動車取得税 ( 適用期間 : 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 )

非課税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 ( 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合 )、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 ( 平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合 )

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両

60%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両

40%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両

20%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10%を達成している車両

( 4 ) 平成 28 年度の制度概要

自動車重量税 ( 適用期間 : 平成 28 年 5 月 1 日 ~ 平成 29 年 4 月 30 日 )

免税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 ( 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 )、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 ( 平成 21 年排出ガス規制適合 )

新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+20%達成車

新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税

75%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両  
50%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両  
25%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%を達成している車両  
本則税率
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準を達成している車両（新車新規検査を受  
検する時に限る）

自動車取得税（適用期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

非課税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減）、プラグ  
インハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合）
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+20%達成車  
80%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両  
60%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両  
40%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準+10%を達成している車両  
20%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%を達成している車両

施策・事業効果

（税額）

平成 28 年度	自動車重量税	730 億円	自動車取得税	1,747 億円
平成 29 年度	自動車重量税	720 億円	自動車取得税	1,432 億円
平成 30 年度	自動車重量税	660 億円	自動車取得税	1,438 億円
令和元年度	自動車重量税	620 億円	自動車取得税	703 億円
令和 2 年度	自動車重量税	600 億円		

#### 参考資料

実施内容

- ・財務省：平成 28～令和 2 年度税制改正大綱  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)
  - ・総務省：平成 28～令和 2 年度税制改正大綱  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)
- 施策・事業効果
- ・財務省：税制改正要望（経済産業省）  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2022/request/medi/04y\\_medi\\_k\\_12.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/medi/04y_medi_k_12.pdf)
  - ・総務省：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000729936.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf)

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課  
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課  
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 11 年度～令和元年 9 月
施策・事業名	中古車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成 23 年 3 月 25 日閣議決定)		
概要	環境性能の優れた自動車(中古車)を取得した場合、自動車取得税の課税標準から一定額を控除する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容          適用期間中に新車新規登録等を受けるもの以外の車であって減税対象車を取得する場合に限り、特例措置を適用</p> <p>(1)平成 30、令和元年度の制度概要(適用期間:平成 30 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日)</p> <p>45 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合)</li> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両</li> </ul> <p>35 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両</li> </ul> <p>25 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両</li> </ul> <p>15 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両</li> </ul> <p>5 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両</li> </ul> <p>(2)平成 29 年度の制度概要(適用期間:平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)</p> <p>45 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合)</li> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両</li> </ul> <p>25 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両</li> </ul> <p>15 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両</li> </ul> <p>5 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準</li> </ul>			

+10%を達成している車両

(3) 平成 28 年度の制度概要 (適用期間: 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日)

45 万円控除

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排出ガス規制適合)
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+20%を達成している車両  
35 万円控除
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両  
25 万円控除
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両  
15 万円控除
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両  
5 万円控除
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準を達成している車両

施策・事業効果

(課税標準)

平成 28 年度 1,487 億円

平成 29 年度 1,174 億円

平成 30 年度 1,230 億円

令和元年度 612 億円

#### 参考資料

実施内容

- ・総務省: 平成 28 ~ 平成 31 年度税制改正大綱

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

施策・事業効果

- ・総務省: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000729936.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf)

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課  
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課  
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	令和元年10月以降継続
施策・事業名	自動車税・軽自動車税の環境性能割		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成23年3月25日閣議決定) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和2年12月25日策定)		
概要	自動車の取得時に、自動車の環境性能に応じて自動車税・軽自動車税を課税する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容          適用期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価格に対して環境性能に応じた税率を課税</p> <p>(1) 令和元、2年度の制度概要(適用期間:令和元年10月1日~令和3年3月31日)</p> <p>自動車          非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合)</li> <li>平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準+20%を達成している車両 1%</li> <li>平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準+10%を達成している車両 2%</li> <li>平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準を達成している車両 3%</li> <li>上記の要件に該当しない車両</li> </ul> <p>軽自動車          非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li> <li>平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準+10%を達成している車両 1%</li> <li>平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準を達成している車両 2%</li> <li>上記の要件に該当しない車両</li> </ul> <p>令和元年10月1日~令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車(軽自動車を含む)については、税率を1%分軽減</p> <p>施策・事業効果(臨時的な税率軽減措置)</p>			

(税額)

令和元年度 自動車税 226 億円 軽自動車税 19 億円

参考資料

実施内容

- ・総務省：平成 28～令和 2 年度税制改正大綱  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)
- ・総務省：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000729936.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf)

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課  
 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課  
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課  
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成9年度以降継続
施策・事業名	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成23年3月25日閣議決定) エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和2年12月25日策定) 水素・燃料電池戦略ロードマップ(平成28年3月22日改訂) 水素基本戦略(平成29年12月26日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定) 国土強靱化アクションプラン2018(平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定)		
概要	水素充てん設備、天然ガス充てん設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を、最初の3年度分を軽減する。		
施策・事業内容			
○実施内容 (1)令和元、2年度の制度概要 (対象(政府の補助を受けて取得した設備に限る)) ・水素充てん設備(1億5,000万円以上):課税標準を3/4に軽減  (2)平成29、30年度の制度概要 (対象(政府の補助を受けて取得した設備に限る)) ・水素充てん設備(1億5,000万円以上):課税標準を2/3に軽減 ・天然ガス充てん設備(4,000万円以上):課税標準を2/3に軽減  (3)平成28年度の制度概要 (対象) ・水素充てん設備(1億5,000万円以上):課税標準を2/3に軽減 ・天然ガス充てん設備(4,000万円以上):課税標準を2/3に軽減  ( )内は対象となる設備の取得価格要件  施策・事業効果 (課税標準) 平成28年度 11億円 平成29年度 62億円 平成30年度 59億円 令和元年度 39億円			
参考資料			
実施内容 ・総務省:平成28~令和2年度税制改正大綱 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html</a> 施策・事業効果 ・総務省:地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf</a>			



(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 23 年度から継続
施策・事業名	エコライフ・フェアの開催 (平成 29 年度まではカーライフ・フェスタで実施。平成 30 年度からエコライフ・フェアで実施。)		
関連法令・計画等名称	日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)		
概要	大気汚染対策や地球温暖化対策に有効である次世代自動車の利用を拡大するとともに、今後の有効な施策を検討するためには、一般の自動車ユーザーが次世代自動車を利用・購入する際の課題を的確に把握する必要がある。このため、毎年開催される「エコライフ・フェア」でエコカー展示・試乗コーナーを設けて普及啓発を行うとともに、来場者の意識調査等を実施している。なお、令和 2 年はコロナ禍のためオンラインによる開催を行い、普及啓発のみを実施。		
施策・事業内容			
<p>令和 2 年度「エコライフ・フェア on line 2020」12 月 19～1 月 17 日開催          主催：環境省 共催：渋谷区、新宿区          来場者数 公式サイト合計閲覧数 54,218PV、出展団体 100          【内容】動画配信(クールチョイス、スマートムーブ、エコドライブ、EV 車等の啓発)等</p> <p>令和元年度「エコライフ・フェア 2019」6 月 1～2 日開催          主催：環境省 共催：渋谷区          開催場所：代々木公園          来場者数 35,618 人、出展団体 70、出展車両総数 9 台(展示 6 台、試乗 3 台)          【内容】次世代車の展示、試乗ほかトークショー・ライブ等</p> <p>平成 30 年度「エコライフ・フェア 2018」6 月 2～3 日開催          主催：環境省 共催：渋谷区          開催場所：代々木公園          来場者数 43,347 人、出展団体 66、出展車両総数 15 台(展示 10 台、試乗 5 台)          【内容】次世代車の展示、試乗ほかトークショー・ライブ等</p> <p>平成 30 年から次世代車の展示・試乗はエコライフ・フェアにて実施</p> <p>平成 29 年度「エコ&amp;セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2017」11 月 11～12 日開催          主催：環境省、神戸市、(一社)日本自動車連盟(JAF)          開催場所：神戸メリケンパーク          来場者数 41,000 人、出展団体 29、出展車両総数 46 台(展示 37 台、試乗 9 台)          【主な内容】エコ&amp;セーフティピング大会、チャイルドシート体験等</p> <p>平成 28 年度「エコ&amp;セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2016」5 月 14～15 日開催          主催：環境省、神戸市、(一社)日本自動車連盟(JAF)          開催場所：神戸メリケンパーク          来場者数 47,800 人、出展団体 37、出展車両総数 67 台(展示 49 台、試乗 18 台)          【主な内容】エコ&amp;セーフティピング大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等</p> <p>平成 27 年度「エコ&amp;セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2015」5 月 16～17 日開催          主催：環境省、神戸市、(一社)日本自動車連盟(JAF)          開催場所：神戸メリケンパーク</p>			

来場者数 52,500 人、出展団体 29、出展車両総数 66 台(展示 54 台、試乗 12 台)

【主な内容】エコ&セーフティピング大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 26 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2014」5 月 17～18 日開催

開催場所：神戸メリケンパーク

来場者数 51,300 人、出展団体 34、出展車両総数 63 台(展示 50 台、試乗 13 台)

【主な内容】エコドライブ専門家によるトークショー、エコ&セーフティクイズ大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 25 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2013」5 月 18～19 日開催

開催場所：神戸メリケンパーク

来場者数 28,100 人、出展団体 32、出展車両総数 62 台(展示 52 台、試乗 10 台)

【主な内容】エコドライブセミナー、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 24 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2012」5 月 19～20 日開催

開催場所：神戸メリケンパーク

来場者数 54,500 人、出展団体 50、出展車両総数 68 台(展示 58 台、試乗 10 台)

【主な内容】エコドライブセミナー、エコドライブ専門家によるトークショー、エコカーガイドツアー(会場内)、交通安全教室等

平成 23 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2011」5 月 14～15 日開催

開催場所：神戸メリケンパーク

来場者数 41,300 人、出展団体 63、出展車両総数 87 台(展示 74 台、試乗 13 台)

【主な内容】エコドライブシンポジウム、エコドライブ専門家によるトークショー、エコカーガイドツアー(会場内)、交通安全教室等

参考資料

(所管) 国土交通省 自動車局安全・環境基準課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成14年度から継続
施策・事業名	産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進事業 (平成22年度まで次世代低公害車開発・実用化促進事業として実施。平成23年度から現行の名称)		
関連法令・計画等名称			
概要	排出ガス低減、低炭素化等に資する革新的技術の早期実現を図るため、環境性能を向上させた次世代大型車(大型トラック、バス)の技術開発・実用化を促進する。		
<b>施策・事業内容</b>			
<p>排出ガス性能を大幅に改善させ、二酸化炭素の排出量を低減した次世代大型車の開発・実用化の促進を図るため、必要な安全上・環境上の技術基準等の策定を図る。</p> <p>新たな次世代大型車の開発促進 開発段階にある新たな次世代低公害車・次世代大型車の開発を促進するため、試作・評価等を行うことにより、技術基準等(指針)の策定を図る。</p> <p>開発した次世代大型車の実用化普及促進(実証試験) 実用化に近い次世代大型車について、その普及を促進するため、公道走行試験等を通じて、走行データを収集、評価することにより、技術基準等の整備を推進する。</p> <p><b>【対象車種】</b> 平成14~22年度 非接触給電(1)ハイブリッド自動車、スーパークリーンディーゼルエンジン、FTD(2)自動車、DME(3)自動車、大型CNG(4)自動車、LNG(5)自動車、水素エンジン</p> <p>平成23~26年度 電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、非接触給電(1)ハイブリッド自動車(平成23年度まで)、高性能電動路線バス(6)、次世代バイオディーゼルエンジン</p> <p>平成27~30年度 大型LNGトラック、次世代ディーゼル大型車、高効率ハイブリッドトラック</p> <p>令和元年度~ 電気自動車、次世代ディーゼルエンジン、次世代天然ガスエンジン</p> <p>1 電磁誘導により外部から大量充電できるシステム 2 Fischer-Tropsch Diesel。天然ガス、バイオマス等から化学的に合成される軽油状の新燃料。 3 ジメチルエーテル 4 圧縮天然ガス 5 液化天然ガス 6 非接触給電ハイブリッドバス以外の大型電動バス</p>			
<b>参考資料</b>			

(所管) 国土交通省自動車局技術・環境政策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 14 年度から継続
施策・事業名	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業(平成 28 年度まで環境対応車普及促進事業及び地域交通グリーン化事業の 2 つの事業であったが、平成 29 年度から事業を統合した。)		
関連法令・計画等名称			
概要	環境に優しい自動車社会の実現に向け、自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を地域の計画と連携して、事業用の次世代自動車の導入しようとする者に対して支援する。		

施策・事業内容

【平成 23 年度～28 年度】

環境対応車普及促進事業

自動車運送事業者等に、CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行う。

補助率：

経年車の廃車を伴う新車購入の場合

通常車両価格との差額の 1 / 2 以内又は車両本体価格の 1 / 4 以内

新車だけの購入の場合

通常車両価格との差額の 1 / 3 以内又は車両本体価格の 1 / 4 以内

使用過程車の CNG 車への改造

改造費の 1 / 3 以内

補助実績：平成 23 年度から 28 年度まで計 6,572 台の補助を行った。

地域交通グリーン化事業

自動車運送事業者等に、電気自動車及び燃料電池自動車等の導入に対する補助を行う。

補助率：

電気自動車バス、超小型モビリティ及び付随する充電設備等の導入

・・・導入費用の 1 / 2

電気自動車タクシー・トラック及び付随する充電設備等の導入

・・・導入費用の 1 / 3

燃料電池自動車バス・タクシーの導入

・・・導入費用の 1 / 2

補助実績：平成 23 年度から 28 年度まで計 525 台の補助を行った。

【平成 29 年度～令和 2 年度】

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

自動車運送事業者等に、普及段階及び車両価格の高い車両の導入状況の段階的に補助率を低減して補助を行う。

第1段階

市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要な車両

補助率：

電気バス、燃料電池タクシー、プラグインハイブリッドバス及び附随する充電設備等の導入  
・・・導入費用の1/3

第2段階

車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減した車両

補助率：

電気タクシー、電気トラック及び附随する充電設備等の導入  
・・・導入費用の1/4

プラグインハイブリッドタクシーの導入  
・・・導入費用の1/5

第3段階

通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達した車両

補助率：

ハイブリッドバス・トラック、天然ガスバス・トラックの導入  
・・・通常車両との差額の1/3

補助実績：平成29年度から令和2年度まで計5,104台の補助を行った。

参考資料

(所管) 警察庁 交通局交通規制課  
 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー課  
 国土交通省 総合政策局環境政策課  
 環境省 自動車環境対策課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 18 年度から継続
施策・事業名	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施		
関連法令・計画等名称	エコドライブ普及・推進アクションプラン		
概要	関係 4 省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省)のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行う。		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <p>エコドライブ(環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用)の取組については、平成 18 年度に策定した『エコドライブ普及・推進アクションプラン』に基づき、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省と連携し、普及促進を図ってきたところ。上記 4 省庁で構成するエコドライブ普及連絡会では、引き続きエコドライブの普及推進を図るため、エコドライブの推奨すべき活動を整理したパンフレット(「エコドライブ 10 のすすめ」)を作成(時期にあわせて改訂)し、エコドライブの周知を図るとともに行楽シーズンであり自動車に乗る機会が多くなる 11 月を「エコドライブ推進月間」とし、シンポジウムの開催や全国各地のイベント等と連携して、積極的な広報を令和 2 年度まで継続して行った。</p>			
参考資料			
<p><a href="http://www.env.go.jp/press/7197.html">http://www.env.go.jp/press/7197.html</a></p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201030001/20201030001.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201030001/20201030001.html</a></p>			

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課  
国土交通省 貨物課 安全・環境基準課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 25 年度から平成 28 年度
施策・事業名	輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金 (陸上輸送機器の実使用時燃費改善事業(トラック輸送のエコドライブ実証事業(エコドライブの実証及び運行データの収集に要する経費の一部を補助する事業))) (平成 27 年度まで省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型トラック運送に係るエコドライブ総合プログラム実施の実証事業)として実施。平成 28 年度から現行の名称)		
関連法令・計画等名称			
概要	エコドライブの効果を実証するため、トラック運送事業者などに対して必要経費を補助する事業		
施策・事業内容			
<p><b>実施内容</b>          エコドライブの効果を実証するため、トラック運送事業者等が専門のコンサルタント会社からのエコドライブ指導を受けるために必要な経費などを支援し、エコドライブによるトラック運送の省エネルギー化のデータ取得を行うもの。</p> <p><b>事業実施量</b></p> <p>平成 25 年度          補助金交付件数 : 145 者          データ提出されたトラックの台数 : 6,906 台</p> <p>平成 26 年度          補助金交付件数 : 541 者          データ提出されたトラックの台数 : 17,690 台</p> <p>平成 27 年度          補助金交付件数 : 691 者          データ提出されたトラックの台数 : 22,544 台</p> <p>平成 28 年度          補助金交付件数 : 613 者          データ提出されたトラックの台数 : 22,891 台</p> <p><b>施策・事業効果</b></p> <p>エコドライブ指導前後の平均燃費改善率 (平成 25 年度) 6.1 %          エコドライブ指導前後の平均燃費改善率 (平成 26 年度) 7.0 %          エコドライブ指導前後の平均燃費改善率 (平成 27 年度) 12.6 %          エコドライブ指導前後の燃料消費量改善率 (平成 28 年度) 8.5 %以上の事業者が 10 %以上改善</p>			
参考資料			
<p>資料名称 (URL 等)</p> <p>平成 25 年度補助事業 PR 資料  <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/ene_syoeene_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/ene_syoeene_01.pdf</a>          平成 26 年度補助事業 PR 資料</p>			

[http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/ene\\_taka\\_02.pdf](http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/ene_taka_02.pdf)

平成 27 年度補助事業 P R 資料

[http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2015/pr/pdf/ene\\_taka\\_02.pdf](http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2015/pr/pdf/ene_taka_02.pdf)

平成 25 年度実証結果

[http://www.pacific-hojo.jp/h25\\_ecodrive.pdf](http://www.pacific-hojo.jp/h25_ecodrive.pdf)

平成 26 年度実証結果

[http://www.pacific-hojo.jp/h26\\_ecodrive.pdf](http://www.pacific-hojo.jp/h26_ecodrive.pdf)

平成 27 年度実証結果

[http://www.pacific-hojo.jp/h27\\_ecodrive.pdf](http://www.pacific-hojo.jp/h27_ecodrive.pdf)

平成 28 年度実証結果

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C52deba24f9d013a2e2454f721af7129e2ccf759c576633c1e222b2369ecd6db6d>



(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課  
国土交通省 自動車局 貨物課、安全・環境基準課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 29 年度から継続								
施策・事業名	貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業) (平成 30 年度までトラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業)として実施。令和元年度から現行の名称)										
関連法令・計画等名称											
概要	システムを活用したトラック事業者と荷主等との共同による輸送の効率化を実証するため、トラック事業者などに対してシステム導入費を補助する事業										
<b>施策・事業内容</b>											
<p><b>実施内容</b> システムを活用したトラック事業者と荷主等との共同による輸送の効率化を実証するため、トラック事業者等が車両動態システム等の導入に必要な費用などを支援し、システム導入によるトラック事業の省エネルギー化のデータ取得を行うもの。</p> <p><b>事業実施量</b></p> <p>平成 29 年度 補助金交付件数 : 659 者 データ提出されたトラックの台数 : 21,859 台</p> <p>平成 30 年度 補助金交付件数 : 733 者 データ提出されたトラックの台数 : 25,971 台</p> <p>令和元年度 補助金交付件数 : 901 者 データ提出されたトラックの台数 : 27,052 台</p> <p>令和 2 年度 補助金交付件数 : 964 者 データ提出されたトラックの台数 : 28,066 台</p> <p><b>施策・事業効果</b></p> <table border="0"> <tr> <td>機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 29 年度)</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 30 年度)</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 元年度)</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 2 年度)</td> <td>6.7%</td> </tr> </table>				機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 29 年度)	7.8%	機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 30 年度)	7.7%	機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 元年度)	5.8%	機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 2 年度)	6.7%
機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 29 年度)	7.8%										
機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 30 年度)	7.7%										
機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 元年度)	5.8%										
機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 2 年度)	6.7%										
<b>参考資料</b>											
<p>資料名称( URL 等 ) 平成 30 年度補助事業概要チラシ <a href="https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C5fe3c351da20e00b83d95a55b04a018b41d491a3a5d070136067e19f3c36df8da">https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C5fe3c351da20e00b83d95a55b04a018b41d491a3a5d070136067e19f3c36df8da</a> 令和元年度補助事業概要チラシ <a href="https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C56a7d0bcc37aba47a2259d06a2c0b8b24ce270411ab42027c3cb4bb42404c990c">https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C56a7d0bcc37aba47a2259d06a2c0b8b24ce270411ab42027c3cb4bb42404c990c</a></p>											

令和 2 年度補助事業概要チラシ

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C5076d6914d6fcdd1794e5723032a826073231e6071d8f20b24bc1cdabf252c183>

平成 2 9 年度事例集

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C5c7868e1dc9c6ba9f168a7ab4a10cd6ff49a593bc5f16f4205807a19c526c142a>

平成 3 0 年度事例集

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C580bc18651060dbd9abebe366b47945bc4a8c8bd324192ebe5b06efd26fb4fec2>

令和元年度事例集

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C58fbacdc2d01941115ed251acfc928d215efcbf0f06109e4e396cdceecc2a6d38>

令和 2 年度事例集

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C54fbf2b3df9a933c44c851988e29eb14f22bcc50559680ab14c364a16262e109d>

(所管) 国土交通省 総合政策局交通政策課

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	平成19年度から継続
施策・事業名	公共交通機関の利用促進		
関連法令・計画等名称			
概要	鉄道新線の整備、既存の鉄道・バスの利用促進、通勤交通マネジメント等の手段により、マイカーから公共交通機関への利用転換を図る。		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <p>(1) 既存鉄道の利用促進          交通系 IC カードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、鉄道駅のバリアフリー化等によるサービス・利便性の向上を通じ、鉄道利用の促進を図った。          ・ホームドアの設置(令和元年度末時点 858 駅(全国))          ・段差解消の実施(令和元年度末時点 5,836 駅(全国))          ・誘導ブロックの設置(令和元年度末時点 7,559 駅(全国))          ・車いす使用者対応型トイレの設置(令和元年度末時点 3,793 駅(全国))</p> <p>(2) バスの利用促進          ノンステップバスの普及、交通系 IC カードの導入及びバスロケーションシステムの整備等のバス利便性向上を通じ、バス利用の促進を図った。          ・ノンステップバス導入台数(令和元年度末時点 29,373 台)</p> <p>(3) 通勤交通マネジメント          エコ通勤に積極的に取り組む事業所を認証・登録し、エコ通勤の普及促進を図った。          ・エコ通勤優良事業所認証登録件数(令和2年度末時点 758 事業所)</p>			
参考資料			

(所管) 国土交通省 総合政策局物流政策課、参事官(物流産業)室  
 鉄道局鉄道事業課貨物鉄道政策室 海事局内航課・総務課企画室  
 港湾局海洋・環境課  
 自動車局貨物課  
 経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	平成19年度から継続
施策・事業名	グリーン物流の推進		
関連法令・計画等名称	総合物流施策大綱(令和3年6月) 交通政策基本計画(令和3年5月) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号) (以下、物流総合効率化法)		
概要	輸送の効率化、鉄道・海運へのモーダルシフト、物流拠点施設の総合化、貨物の積載効率の向上等の物流のグリーン化により、物流分野における二酸化炭素排出量の削減を図る。		

施策・事業内容

実施内容(実施事例等)

- ・物流総合効率化法(物流拠点施設の総合化等による輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等の推進)
- ・鉄道貨物・海上貨物輸送へのモーダルシフト
- ・グリーン物流パートナーシップ会議(荷主と物流事業者の協働等による自主的なCO<sub>2</sub>削減取組の促進)
- ・宅配便再配達削減
- ・フェリー・内航海運の競争力強化の取組の推進
- ・海上貨物輸送へのモーダルシフト促進に向けた港湾における対策
- ・トラック輸送の効率化の推進

事業実施量

- ・物流総合効率化法の認定件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
19件	62件	57件	76件	41件

施策・事業効果

- ・自動車による貨物輸送トンキロ〔単位：億トンキロ〕

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2,340 ( )	2,100	2,141	2,100	2,043	2,103	2,108	2,105	2,139	集計中

( )平成22年10月より、調査方法及び集計方法を変更したため、平成22年9月以前の統計数値の公表値とは時系列上の連続性が担保されない。

- ・鉄道による貨物輸送トンキロ(モーダルシフト)〔単位：億トンキロ〕

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
180	187	193	195	200	197	200	177	184	168

- ・内航海運による貨物輸送トンキロ(モーダルシフト)〔単位：億トンキロ〕

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
305	333	330	331	340	358	351	351	358	集計中

参考資料

- ・グリーン物流パートナーシップ会議HP (<http://www.greenpartnership.jp/>)

(所管) 国土交通省 道路局参事官

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	継続実施中
施策・事業名	安全で快適な自転車利用環境の創出		
関連法令・計画等名称			
概要	安全で快適な自転車利用環境の創出		
施策・事業内容			
実施内容			
<p>・交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること等を旨とする自転車活用推進計画（平成 30 年 6 月閣議決定）に基づき、車道通行を基本とする自転車通行空間の整備やシェアサイクルの導入支援等、自転車の活用の推進を図った。自転車通行空間の整備にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図るとともに技術的助言等を実施し、本ガイドラインに基づく自転車ネットワーク計画の策定や歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進した。</p>			
参考資料			
・国土交通省自転車活用推進本部 HP <a href="https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/">https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/</a>			

(所管) 国土交通省 道路局環境安全・防災課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	交差点の立体化等のボトルネック対策		
関連法令・計画等名称			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。		
施策・事業内容			
実施内容			
・環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策等を推進した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局路政課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中																				
施策・事業名	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策																						
関連法令・計画等名称	踏切道改良促進法、第10次交通安全基本計画 社会資本整備																						
概要	長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。																						
施策・事業内容																							
<p>実施内容</p> <p>・連続立体交差化など、抜本的な対策の検討が必要なボトルネック踏切等について重点的に対策を推進した。</p> <p>実施量</p> <p>踏切除却数(緊急対策踏切(H19.4公表) 緊急に対策の必要な踏切(H28.6公表))</p> <table border="0"> <tr><td>平成23年度</td><td>19箇所</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>54箇所</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>8箇所</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>14箇所</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>13箇所</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>9箇所</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>10箇所</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>10箇所</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>7箇所</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>3箇所</td></tr> </table> <p>平成13～17年度の5年間に除却した踏切(6箇所/年)を上回るペースで踏切除却を実施</p>				平成23年度	19箇所	平成24年度	54箇所	平成25年度	8箇所	平成26年度	14箇所	平成27年度	13箇所	平成28年度	9箇所	平成29年度	10箇所	平成30年度	10箇所	令和元年度	7箇所	令和2年度	3箇所
平成23年度	19箇所																						
平成24年度	54箇所																						
平成25年度	8箇所																						
平成26年度	14箇所																						
平成27年度	13箇所																						
平成28年度	9箇所																						
平成29年度	10箇所																						
平成30年度	10箇所																						
令和元年度	7箇所																						
令和2年度	3箇所																						
参考資料																							

(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	交通規制の実施、違法駐車の実施		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	交通需要の調整・低減を図るため、各種交通規制、違法駐車の実施。		
施策・事業内容			
実施内容（実施事例等） 1 交通規制の実施 バス専用（優先）通行帯の指定、大型貨物車等通行区分の指定、大型車両通行禁止規制、最高速度規制、中央線変移規制（時間限定（可変））、右折車線等の設置等の各種交通規制を実施した。  2 違法駐車の実施 違法駐車の実施、保管場所法違反の実施を実施した。			
参考資料			



(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	ITS の活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	交通流の円滑化を図るため、交通環境の整備を実施		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <p>1 ITS の活用</p> <p>バス等の大量公共交通機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行と利便性の向上を図る公共車両優先システム (PTPS) を運用した。</p> <p>交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図ることを目的とした交通公害低減システム (EPMS) を運用した。</p> <p>2 信号機の整備の推進</p> <p>信号機の集中制御化、信号機の改良 (プログラム多段系統化、半感应化、右折感应化、多現示化等) を推進した。</p> <p>3 駐車対策の推進</p> <p>必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地方公共団体や道路管理者に対し、路外駐車場や荷さばきスペースの整備等を働き掛けるとともに、きめ細かな駐車規制、違法駐車取締り、広報啓発活動等を行うなどの対策を推進した。</p> <p>4 交通関係情報の収集と提供</p> <p>運転者に対して、交通渋滞、交通規制等の交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報システム (VICS) 交通情報提供装置 (光ビーコン、交通情報板等) 等を活用した。</p> <p>事業実施量</p> <p>1 PTPS の運用状況 (令和 2 年度末現在)</p> <p>1,955 交差点 (65.0%)、延長 644.0km 125 区間</p> <p>2 EPMS の運用状況 (令和 2 年度末現在)</p> <p>195 交差点 (83.7%)、延長 52.7km 9 区間 5 都市 (川崎市、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市)</p> <p>数値は、NOx・PM 法において対策地域とされる 8 都府県 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県) における令和 2 年度末の数値、( ) 内の % は全国の整備箇所における割合</p>			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局高速道路課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	ETC の普及促進		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として、ETC の普及を促進するもの		
施策・事業内容			
実施内容			
<ul style="list-style-type: none"><li>ETC の普及促進により、自動車走行速度を向上し、交通流円滑化を図る。施策内容としては、ETC への利用転換を促進するため、ETC の利用機会の拡大に向けた取組み（時間帯割引、ETC 車載器購入支援等）を実施した。</li></ul>			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局 ITS 推進室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	VICS の整備拡充・普及促進		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として、VICS の整備拡充・普及促進をするもの。		
施策・事業内容			
実施内容（実施事例等） <ul style="list-style-type: none"><li>・ VICS の整備拡充・普及促進により、交通流の円滑化を図った。</li><li>・ 具体的には、ITS スポットの整備による情報提供エリアの拡充を図った。</li></ul>			
実施量 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和 2 年度までに情報提供を行う ITS スポットを全国の高速度路上を中心に約 1,800 箇所整備</li><li>・ 全国の高速度路上を中心に、広域的な渋滞情報の提供や事故多発箇所におけるカーブ先の見えない渋滞などの危険な状況の注意喚起を実施</li></ul>			
参考資料			
国土交通省道路局 ITS ホームページ <a href="http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j-html/index.html">http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j-html/index.html</a>			

(所管) 国土交通省 道路局道路交通安全対策室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	駐車場等の整備		
関連法令・計画等名称	駐車場法、道路法		
概要	沿道利用者や荷捌き車両等の一時的な駐停車に対応した駐停車スペースの確保等により道路空間の適正利用を図る。		
施策・事業内容			
実施内容			
・ 路上駐停車対策としての駐車場の整備を推進した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局道路メンテナンス企画室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	路上工事の縮減		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として路上工事の縮減を図るもの。		
施策・事業内容			
実施内容			
<ul style="list-style-type: none"><li>路上工事の縮減により、路上工事に伴う交通渋滞の緩和や通行阻害の改善を図り、交通流の円滑化を図った。事業内容としては、共同施工による工事量の縮減、道路工事調整会議の実施、年末年始や年度末、大型連休、地域のイベント期間での路上工事の抑制等を推進した。</li></ul>			
参考資料			
<ul style="list-style-type: none"><li>国土交通省HP <a href="http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/rojokoji/index.html">http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/rojokoji/index.html</a></li></ul>			

(所管) 国土交通省 道路局環境安全・防災課

関連項目	(7)局地汚染対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	街路樹整備、ボトルネック対策等による沿道環境の改善		
関連法令・計画等名称			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。 環境施設帯の整備、植樹を行い、沿道環境への影響を緩和する。		
施策・事業内容			
実施内容			
<ul style="list-style-type: none"><li>沿道地域と連携・協力しながら、都市内における道路空間の再配分等にあわせた街路樹の整備を推進。</li><li>環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策等を推進。</li></ul>			
参考資料			